

### 3 広告景観保全地区の指定

#### (1) 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区

##### ア 基本方針

東名高速道路の沼津インターチェンジから続く伊豆半島へのメインアクセス道路である伊豆縦貫自動車道等において、伊豆半島のイメージアップにつながる良好な景観を形成するため、地域の特性を踏まえた屋外広告物の規制を図ります。

##### イ 指定する区域

- (ア) 伊豆縦貫自動車道（東駿河湾環状道路）のうち、沼津市と長泉町との境界から三島萩インターチェンジまでの区間（長泉ジャンクションから新東名高速道路長泉沼津インターチェンジ料金所までの区間を含む。）の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域
- (イ) 伊豆縦貫自動車道（東駿河湾環状道路）のうち、大場・函南インターチェンジから函南塚本インターチェンジまでの区間の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域
- (ウ) 一般国道136号バイパスのうち、函南塚本インターチェンジとの合流地点から江間トンネルまでの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域
- (エ) 一般国道136号バイパス修善寺道路のうち、大仁南インターチェンジから修善寺インターチェンジまでの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域
- (オ) 伊豆縦貫自動車道（天城北道路）の全区間（連絡路及び建設中のものを含む。トンネルの区間を除く。）から50メートルの等距離線の範囲内の地域

なお、上記(ア)から(オ)までに示す区域のうち、インターチェンジのランプ部は当該広告景観保全地区の区域に含むものとし、沼津市、三島市、裾野市及び伊豆の国市の区域並びに防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域は当該広告景観保全地区の区域から除外します。

ウ 区域図 別紙のとおり (P. 26)

エ 許可基準 別紙のとおり (P. 27～32)